

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立できる環境を作る為、意識の改善、規則・規程の把握等、労働環境の改善を行う為、次のように行動計画を策定致します。

1. 計画期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日までの6年間

2. 内容

目標 1

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

対策 平成31年4月1日～

- ① 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施する
- ② 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として措置の実施する育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知
- ③ 子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施する  
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
- ④ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知する

目標 2

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

対策 平成31年4月1日～

- ① 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施する